

別 紙

由布市 導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

由布市は、大分県の中央に位置し、教育・文化・医療・商業施設等の都市機能が集積する挾間地域、豊かな自然と農村や庄内神楽等の文化的資源を有する庄内地域、全国屈指の温泉地として知られる由布院温泉を有する湯布院地域の 3 つの地域から成り、時代の変遷とともにそれぞれの地域の特色を背景に地域産業が発展してきた。

現在、本市の産業別人口は、医療・福祉部門、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業の従業者が突出しており、それに建設業、農林業等が続いている。また同様に、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、製造業が本市の主要産業である。主要産業における就業者年齢別人口では、年齢構成のバランスがとれており、幅広い年齢層の雇用の受け皿となっているものの、当市の総人口は、自然減少及び福岡県や近隣市への転出超過により減少しているとともに、生産年齢人口が減少しており、産業構造に大きな影響を招くことが危惧されている。

由布市の事業所の大部分を占める中小企業は、地域の雇用を担い、経済循環を促進して地域経済を活性化するとともに、まちづくりの担い手として地域社会の持続的な発展に大きく貢献しており、市民生活において重要な役割を果たしている。しかしながら、現状として有効求人倍率は県内でも高水準で推移しており、人手不足、後継者不足、働き方改革への対応等の課題に直面している。

このような中、市内中小企業者に対して、中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給事業、商店街活性化・魅力創出支援事業、創業支援事業や雇用労働セミナー開催等の施策を行ってきたが、引き続き、市内中小企業者が厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図るための取組を支援していく必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、さらに経済発展していくことを目指す。具体的目標として、計画期間中に 15 件程度の先端設備等導入計画の認定を行う。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量で除したもの）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、由布市全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、本計画の対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められている者については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税を滞納している事業者については、先端設備等導入計画の認定対象としないなど、納税の公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。